

株式分割のための基準日設定公告

平成 20 年 12 月 16 日

株主各位

大阪府堺市堺区戎島町四丁 45 番地 1
堺駅前ポルトスセンタービル
株式会社ラウンドワン
代表取締役社長 杉野 公彦

当社は、平成 21 年 1 月 3 日（土曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含む。）をもって、その所有する株式 1 株を 100 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 1 本件株式分割は、平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）に実施される振替制度への移行（株券電子化）に伴い、端株を整理することを目的として行うものです。

当社では、平成 21 年 1 月 4 日（日曜日）をもって 1 単元を 100 株とする単元株制度を採用するため、本件株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

本件株式分割および単元株制度の採用の詳細については、当社ホームページ掲載「株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

- 2 本件株式分割に伴い、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日（木曜日）から平成 20 年 12 月 30 日（火曜日）まで、東京証券取引所、大阪証券取引所において売買停止となります。

なお、端株の買取請求についても、同期間は受付停止となりますので、ご注意ください。

- 3 株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社 証券代行部